

## 商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長　臼澤　勉

1　日時

令和7年3月25日（火曜日）  
午後1時30分開会、午後1時42分散会

2　場所

第4委員会室

3　出席委員

臼澤勉委員長、工藤剛副委員長、五日市王委員、郷右近浩委員、軽石義則委員、  
神崎浩之委員、高橋穏至委員、中平均委員、田中辰也委員

4　欠席委員

なし

5　事務局職員

高橋担当書記、畠中担当書記、工藤併任書記、佐々木併任書記、刈谷併任書記、  
松本併任書記

6　説明のため出席した者

（1）商工労働観光部

岩渕企画理事兼商工労働観光部長、橋場副部長兼商工企画室長、  
小野寺経営支援課総括課長、斎藤商工企画室企画課長

（2）県土整備部

上澤県土整備部長、岩崎技監兼河川港湾担当技監、  
加藤副部長兼県土整備企画室長、菅原道路担当技監、小野寺まちづくり担当技監、  
高井参事兼建築住宅課総括課長、高橋県土整備企画室企画課長、  
高瀬道路環境課総括課長

7　一般傍聴者

なし

8　会議に付した事件

（1）商工労働観光部関係審査

（議　　案）

議案第105号　令和6年度岩手県一般会計補正予算（第13号）  
第3条第3表中

1追加中　1及び2

（2）県土整備部関係審査

（議　　案）

議案第105号 令和6年度岩手県一般会計補正予算（第13号）

第1条第2項第1表

歳出 第8款 土木費

9 議事の内容

○白澤勉委員長 ただいまから、商工建設委員会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第105号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第13号）第3条第3表債務負担行為補正中、1追加中1及び2を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○橋場副部長兼商企画室長 議案第105号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第13号）のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。議案（その5）の11ページをごらん願います。第3表債務負担行為補正の追加は2件ありますが、いずれも、罹災したことにより事業活動に支障が生じている県内中小企業者に、早期の事業再開を行うために必要な資金を融資する中小企業災害復旧資金に関するものであり、事項1は損失補償、事項2は保証料補給について、それぞれ、期間及び限度額を定めて、債務を負担しようとするものであります。

以上で、商工労働観光部関係の補正予算についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○白澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労様でした。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第105号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第13号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第8款土木費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤副部長兼県土整備企画室長 議案第 105 号令和 6 年度岩手県一般会計補正予算

(第 13 号) 中、県土整備部関係の予算について御説明いたします。議案(その 5)の 7 ページをごらんください。当部関係の補正予算は、大船渡市林野火災の早期対応に必要な経費について、補正しようとするものであり、表中の 8 款土木費について、1,500 万円を増額しようとするものです。補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明いたします。

なお、金額の読み上げは省略させていただきますことを御了承願います。予算に関する説明書の 17 ページをごらんください。8 款土木費、2 項道路橋りょう費、2 目道路橋りょう維持費の説明欄、道路維持修繕費は、道路損傷箇所の補修など、応急的な道路の維持管理に要する経費について、補正しようとするものです。18 ページにまいりまして、6 項住宅費、1 目住宅管理費の説明欄、公営住宅維持管理費は、被災者を県営住宅へ受け入れるための居住環境の整備に要する経費について、補正しようとするものです。

説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○臼澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 前回の常任委員会質疑でも取り上げた県道の関係ですが、今回の大船渡市林野火災は、三陸町と赤崎町、陸前高田市小友町の三つの火災がありましたが、県管理道路の修繕箇所はほかにもあるのかということと、今回の修繕は、どういうところで、どのような補修が必要なのかをまず伺います。

○高瀬道路環境課総括課長 今回の大船渡市林野火災は、県管理道路では、主要地方道大船渡綾里三陸線が火災に近く、直接的な道路の被害としては路肩に設置している視線誘導標が数十本損傷している状況でございます。なお、トンネルや橋梁等の構造物については、点検した結果、大きな被害は確認されておりません。

○神崎浩之委員 意外と被害が少なくて安心しました。それから、先の常任委員会質疑でも取り上げましたが、沿道の木の対応が非常に大変だと思います。枝葉もない、白くて根元が黒くなったような木が、今は立っていますが、じきに枯れて倒れると思うのです。権利関係を調べ、補償について災害の対象となるかなどの調査には結構時間がかかると思いますが、県管理道路で、そういうことを想定しているのか。また、想定しているとすれば、分量や延長等はどの程度か伺います。

○高瀬道路環境課総括課長 今回の大船渡市林野火災に関し、現時点で被害立木の詳細な本数等の把握には至っていませんが、延長で言うと最大約 20 キロメートルの通行規制をかけ、実際に火が近づいたのは 15 キロメートル程度と考えています。道路敷地内であれば我々が直接伐採できますが、電線等がある場合には、電線管理者と調整しての伐採が必要となり、また、民地については所有者がおり、森林保全課でも、災害対応での伐採などが考えられております。今後、大船渡土木センター管内で、森林保全課や大船渡市と、調査や対応について調整していきたいと思っております。

○神崎浩之委員 沿道部分は県所有だと思いますが、少し離れれば民地になり、また切り立った法面の上から倒れてくる可能性もあると思います。今後、山のほうの詳細な調査や事業等により、ますます大型車両の出入りもふえると思うので、早急に安全対策を取つていただきたいと思います。

○白澤勉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、付託案件の審査を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。